



カタクリ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

3月の税務と労務

国 税／令和2年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日	国 税／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月31日
国 税／個人の青色申告の承認申請 3月15日	国 税／7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税／贈与税の申告 2月1日～3月15日	国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 3月31日
国 税／2月分源泉所得税の納付 3月10日	地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日
国 税／個人事業者の令和2年分消費税の確定申告 3月31日	

ワンポイント 発信主義と到達主義

納税者が提出する書類の効力は、原則として書類が税務官庁に到達した時とする「到達主義」とされていますが、郵便又は信書便により提出された確定申告書などの納税申告書(添付書類及び関連提出書類を含む)については、通信日付印により表示された日を提出日とみなす「発信主義」とされています。

相続の基礎の基礎



1 相続とは

「相続」とは、ある人の死亡によって、その人に属した財産上の地位を、法律上の規定または死亡者の最終意思（遺言）の効果として、特定の者が引き継ぐことをいいます。簡単にいえば、亡くなった人の財産を子どもや配偶者といった関係者がもらうこととなります。

相続は、人の自然死亡によって通常は開始されますが、人が行方不明でその生死が判明しないときに、失踪宣告によって死亡したものとなされて（法律上、死亡者として取り扱われる）相続が開始されます。相続では、この死亡した人のことを「被相

続人」、財産をもらう人のことを「相続人」といいます。

2 自然死亡と失踪宣告の手続き

自然死亡の場合には、死亡診断書や死体検案書（やむを得ない場合には死亡を証すべき書面）を添付した死亡届を、死亡の日から七日以内に市区町村役場に提出することにより、戸籍簿に死亡の事実およびその日時が記載されます。

自然死亡以外に、被相続人に失踪宣告がなされた場合にも相続が開始されます。これは失踪者をめぐる財産や身分の関係が長期間放置され、親族や関係者にとって不都合な状態を解消す

るための制度として法律上定められています。

失踪宣告には二種類あり、普通失踪と特別失踪があります。

普通失踪とは、不在者の生死が七年以上不明であるときに、家庭裁判所が利害関係人の請求により宣告し、失踪期間の満了時である七年経過時に死亡したものとなされます。

特別失踪とは、戦地、沈没した船舶、墜落した飛行機などにいた者で、その危機があった日後一年以上の間その生死が不明の場合に、家庭裁判所が利害関係人の請求により宣告し、この危機が終了した時点で死亡したものとなされます。

失踪宣告を受けた者がもし生存していた場合には、失踪宣告の取り消しの審判が別途必要となります。

3 同時死亡の推定

たとえば、車の事故等で発見が遅れて死亡した数人中、その一人が他の人の死亡後もお生存していたか否か不明の場合には、同時に死亡したものと推定されます。

同時死亡の推定が働く、父と子のように、本来なら被相続人と相続人の関係に立つ者同士の間であつても相続関係は生じないこととなります。

4 法定相続人

民法では、被相続人の財産を引き継ぐことができる人の順番とその範囲を定めており、これを「法定相続人」といいます。この法定相続人となるのは、被相続人の配偶者（離婚した場合には相続人ではなくなる）と一定範囲内の血族関係者に限られています。配偶者は常に相続人となり、配偶者以外に親族がいる場合には、配偶者とともに①子、②直系尊属（父母や祖父母）、③兄弟姉妹、の順に相続人となります。

そして、先順位の相続人がいない場合のみ、後順位の者が相続人となります。

① 第一順位

被相続人の子は、年齢に関係なく相続人となり、子は「実子」、養子を問いません。また、被相続人の死亡時に胎児だった子も相続権はあ

り、無事に生まれれば相続をすることが可能です。

なお、非嫡出子（法律上の婚姻関係のない男女の間に生まれた子）も相続することが可能です。非嫡出子の相続分は、以前は嫡出子（法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子）の二分の一とされていましたが、平成二十五年九月五日以降の相続からは、法改正により同等の相続の権利となりました。

配偶者がいないときの法定相続の割合は全部となり、配偶者がいる場合には配偶者が二分の一、子が二分の一となります。

② 第二順位

被相続人に子がない場合には、次の順位である直系尊属である父母や祖父母が相続人となります。子がいても欠格や廃除により相続権を失い、さらに代襲相続が生じない場合には、第二順位である直系尊属が相続人となります。直系尊属のうち親等の異なる者の間では、親等の近い者が優先されます。

配偶者がいないときの法定相続の割合は全部となり、配偶者がいる場合には配偶者が三分の二、直系尊属が三分の一となります。

③ 第三順位

子も直系尊属もない場合には、兄弟姉妹が相続人となります。また、子や直系尊属がいたとしても相続権を失い、その上代襲相続が生じない場合には、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。

配偶者がいないときの法定相続の割合は全部となり、配偶者がいる場合には配偶者が四分の三、直系尊属が四分の一となります。

5 代襲相続

代襲相続とは父よりも先に子が亡くなってしまった場合など、本来、相続人となる人が被相続人よりも先に亡くなっていった場合に亡くなった相続人（子）の子（被相続人にとって「孫」）がいれば、その者が相続します。ただし、孫も死亡している場合には、孫に子（被相続人にとって「ひ孫」）がいれば、その者が

が相続します。これを「再代襲相続」といいます。

直系卑属（子・孫・ひ孫等）に関しては、相続できる者にたどりつくまで、代襲相続が認められています。兄弟姉妹が相続人になる場合でも、代襲相続は認められています。その場合、兄弟姉妹の代襲相続は、その子（被相続人にとっては姪、甥）までの一代限りとなります。

甥が先に亡くなっている場合は、姪や甥の子への再代襲相続は認められていません。

また代襲相続は、相続人が相続以前に死亡したときだけでなく、相続欠格や相続廃除により相続権を失った場合も認められています。相続人が相続放棄をした場合には、代襲相続は認められていません。

6 相続欠格者、相続人の廃除、相続の放棄

相続人であっても、欠格又は廃除により相続権を失うことがあります。

① 欠格

欠格とは、相続人となるべき者が故意に被相続人を殺し

たり、詐欺や強迫によって遺言書を書かせたりした場合などに、法律上当然に相続人としての資格を失うことをいいます。

② 廃除

廃除とは、被相続人に対する虐待、または重大な侮辱を加える行為や、相続人に著しい非行があった場合に、「被相続人が家庭裁判所に申し立てることによって」その相続権を失わせるものです。被相続人は遺言によって廃除の意思表示をすることができ、その場合は遺言執行者が家庭裁判所に申し立てをします。

いずれにせよ、家庭裁判所の審判が必要となる点で欠格とは異なります。

③ 放棄

相続放棄とは、被相続人の財産に対する相続権の一切を放棄することです。相続の放棄をした者は初めから相続人でなかったものとみなされるため、その相続分もなかったものとなり他の相続人に帰属することになります。

「完璧を目指すよりも終 わらせろ」

フェイスブックの創始者であるマーク・ザッカーバーグ氏は、「完璧を目指すよりも終わらせろ (Done is better than perfect.)」と述べています。これは、目まぐるしく変化する現代ならではの言葉かもしれません。

なぜ終わらせることが完璧よりも良いのか、どういう結果であっても、終わらせることで次の段階へ進むことができるからでしょう。よく完璧を求める人がいますが、そういう人の中には時間をかけても終わることができないこともよく聞きます。

トヨタ自動車の社長を務めた奥田碩氏も同じような言葉を述べています。「時間をかけて完璧を目指すより、まず拙速を」。

完璧を追い求めるよりもスピードを重視しろということでしょう。終わっていない状態であれば、ずっとその問題や懸案を考えていかなければならず、他の事に手をつ

けられないかみせず停滞してしまいます。

そんなことより、多少不安があったとしてもまずは終わらせてみて、そこから何か起こればその都度、改善し対処していくことの方が結果的には効率が良いのかもしれませんが。確かに、上手くやろうとすればするほど準備に時間がかかってしまい、機会損失はどんどん拡大してしまいます。下手でもいいからやってみて、上手いかわいところは、その都度直していく方がずっと効率的です。また、完璧にこだわって物事を先送りするよりは、フットワーク軽くすぐに行動した方が、むしろ良い出来になるのではないのでしょうか。完璧を目指さないことで無駄に悩んだりせず、結果的に多くの物事に時間を割くことができるからです。

コロナ禍での対応は皆が体験したことのないものです。「やるべきこと」の生産性を上げるため、これらの言葉を心がけてまずは行動してみましょう。

72の法則

「72の法則」とは、資産運用で元本が2倍になるような年利と年数が簡易に求められる法則です。

$$\text{年利}(\%) \times \text{年数}(\text{年}) = 72$$

$$72 \div \text{年利}(\%) = 2 \text{倍になる年数}(\text{年})$$

$$72 \div \text{年数}(\text{年}) = 2 \text{倍になる年利}(\%)$$

上記の式において、年利に年利(複利)を入れると元本が2倍になる年数に必要な年数が求められ、年数に運用期間を入れると元本が2倍になるのに必要な年利を求めることができます。

たとえば、最近よくある定期預金の利率0.002%で計算すると「 $72 \div 0.002\% = 36000$ 年」となり非現実的な数字で低金利時代を物語っています。

5%程あった昔なら14年程で倍になったのですが。

グッドカンパニー大賞

全国の中小企業の中から経営の刷新や技術開発、市場開拓に優れた成果を上げている中小企業を発掘・顕彰する目的で、一九六七年に公益社団法人中小企業研究センターが創設した賞(中小企業庁後援)。

これまでに延べ七一社が表彰されていて、京都セラミック(現京セラ)、カルビー製菓(現カルビー)、トミー工業(現タ

カラトミー)、ゼンリン等、多くの企業が有力企業となっています。

なお、昨年十二月に発表された第五四回(二〇二〇年度)では一六社が表彰され、栄えあるグランプリには、生産管理システムなどの開発・販売を行う岐阜市の「テクノア」と調剤機器や電子カルテシステムなどの開発・製造・販売を手掛ける豊中市の「湯山製作所」の二社が選ばれています。